

議案第56号

さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市給水条例の一部を改正する条例

さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第9条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第9条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p>

<p>(過料)</p> <p>第45条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(過料)</p> <p>第45条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。